陳情第14	5 号 受理年月日 平成 2 8 年 3 月 1 8 日
付託委員会	教育水道委員会
	八幡東区尾倉三丁目3-22
陳 情 者	八幡市民会館と八幡図書館の存続問題を考える会
	代表 三崎 英二
/th	八幡図書館の登録有形文化財としての届け出につい
件	て
要 旨	
八幡図書館	は、建造後50年を経過した歴史的建造物で、一定の評価を
得ており、本	来ならば、文化庁が所管する登録有形文化財として既に登
録済みである	
また、八幡	図書館は、八幡の戦災復興の象徴として歴史的景観に寄与
しており、そ	の外観及び内装に施されている意匠は建築界の規範となっ
ている。壊さ	れてしまうと再現することは容易でない。建物に使われて
いる鉱さいれ	んがは、八幡製鐵所の鉱さいの再利用であり、産業遺産と
つながるスト	ーリーのあるまちおこしで、八幡を活性化できる重要な建
造物である。	
この制度は	届け出制であり、管轄部署は価値を認識して届け出る責任
を負っている。	。また、制度上の優遇措置を受けることで、保全に係る財
政的な負担を	緩和できる。 
ついては、	次のとおり措置していただきたい。 
	記
<b> </b>	館を登録有形文化財として届け出ること。 
2 登録有形	文化財建造物制度の優遇措置を活用し、保全に係る財源を
確保するこ	と。
ļ	